

## 遠野市わらすっこ条例等の制定について

### 【発表の要旨】

遠野わらすっこプランを、理念で支える「遠野市わらすっこ条例」を制定し、併せて、財源で支える「遠野市わらすっこ基金」を創設します。

### 【発表の内容】

#### 1 遠野市わらすっこ条例について

- 概要 子どもにとって大切な権利や、これを保障するための大人の責務、基本的な市の取組など、子どもの権利を保障するための理念や仕組を定めた条例です。
- 経過 市民委員による検討会や条例素案に対する意見交換会等を経て、条例案がまとまり、市議会3月定例会に提案します。
- 条例化の目的 条例をつくることで、施策根拠、施策継続、方向性共有、考え続ける機会及びアピールの五つの効果を期待しています。
- 条例案の特徴
- ・ 親しみをもつことができる条例名
  - ・ 総合的な子どもの権利条例、宣言的な条例
  - ・ 市民参加による条例づくり
  - ・ 遠野わらすっこプランの推進根拠として位置づけ、財政支援の規定を明言

#### 2 遠野市わらすっこ基金（条例）について

- 概要 遠野わらすっこプランに基づき実施する「少子化対策・子育て支援」事業を支える財源として基金を設置する条例です。
- 造成額 総額 10,000千円（一般財源 10,000千円）
- 活用方法 市の子育て支援施策を応援して下さる方からの一般寄附金、日本のふるさと遠野応援寄附金、募金などを活用し資金を積み立て、子育て支援に関する事業、子どもの活動支援に関する事業などの財源に充てます。

\* これらの条例の制定により、子どもの育成や子育て家庭の支援に対する意識の高揚を図るとともに、地域住民の皆様の参加を促し、地域を挙げて「子育てするなら遠野市」として、その環境づくりに取り組んでいこうとするものです。

担当 子育て総合支援センター  
/ 子育て総合支援室（鈴木）  
電話 0198-62-5111（内線28）